

令和6年度 随意契約理由書

(単位:円)

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
全国瞬時警報システム(Jアラート)専用受信設備整備工事	自 R6.11.18 ～ 至 R7.2.28	株式会社プラムファイブ	神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町1169-6	1,320,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		当町の所有する全国瞬時警報システムは「株式会社プラムファイブ」が導入した業者でもある。そのことから既に他の防災関係設備と連携しており、既存仕様の熟知が必須であり、同社以外の者から役務の提供を受けることは、責任の一貫性がなくなるうえ、障害発生時の迅速な復旧対応が不可能である。したがって、本業務は、同社が唯一の相手方であり、その性質又は目的が競争入札に適さないため、株式会社プラムファイブに特命随意契約することとしたい。			
令和6年度 明和町役場庁舎設備機器保守点検業務	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社神寛	館林市松原二丁目6番26号	2,970,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		庁舎の空調の保守は(株)神寛が行っており、同社はその構造・使用を熟知している。よって、同社以外の者から役務の提供を受けることは十分な便益を享受することができない。したがって、本業務は、同社が唯一の相手方であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和6年度広報めいわ及びカレンダー印刷製本業務	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	東京広告株式会社	太田市西新町12-2	広報めいわ 1.95円/頁 カレンダー 7.60円/頁+消費税	総務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、金額だけではなく印刷技術も重要であり、見積合わせ結果と技術力を点数化し比較することで業者選定を行っている。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適さない)			
令和6年度デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)	自 R7.1.17 ～ 至 R7.3.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	20,746,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は継続的に実施する事業で、既に本事業を実施している当該業者が最も効率的で、適切、確実に履行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			
地方税電子申告支援サービスの利用	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	3,214,200	税務課
		随意契約時の選定理由			
		(株)TKCは、地方税共同機構から地方税ポータルシステム(eLTAX)の認定委託先事業者として認可を受けており、(株)両毛システムズは、(株)TKCのみeLTAXサポート事業者として認可を受けている。現在、当町では、(株)両毛システムズの基幹システム(住民情報システム)を基に税に関わる電算システムが既に構築されているため、このサービスの利用契約ができるのは(株)TKCのみとなる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和6年度町税賦課等に関する電算処理業務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	9,887,240	税務課
		随意契約時の選定理由			
		当町では株式会社両毛システムズの基幹システム(住民情報システム)を基に税に関わる電算システムが既に構築されており、他事業者へ電算処理の業務委託を行うと、既存システムの改修費用やデータ移行作業費用等が発生するなど著しい支障が生じる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			
令和6年度明和町固定資産課税客体調査業務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社バスコ 群馬支店	高崎市栄町14番5号	4,950,000	税務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、固定資産税の令和9年度の評価替え基準年度に向けて、地番図及び家屋図の更新を行い正確な課税客体を把握するため、前年度から継続的に実施する事業で、既に本事業を実施している同社が最も効果的で適切・確実に履行できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			
戸籍への氏名の振り仮名の追加の対応に係る戸籍システム改修業務委託	自 R6.7.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	3,190,000	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、稼働中の戸籍システムを改修する事業であり、導入業者以外の契約が極めて困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
住民基本台帳ネットワークシステム保守業務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R7.1.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	1,503,150	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、稼働中の住民基本台帳ネットワークシステムであり、導入業者以外の契約が極めて困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和6年度各種健(検)診業務実施に伴う受診票作成及び名寄せ封入封緘業務委託	自 R6.7.1 ～ 至 R6.4.30	株式会社タナカ	栃木県宇都宮市平松本町1101-14	2,982,650	住民環境課・健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、受診票や封筒等の印刷や年齢・性別によるパターンごとの印字作業からパターン分けした印刷物の封入封緘作業までの一元化した業務を実施するものである。このパターンは明和町独自に作成されており、プログラム構築までの時間と費用を要する。(株)タナカは町の印字プログラムがすでに構築できており、期間の短縮及び経費の削減が確保できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和6年度特定健診等受診率向上対策事業業務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社キャンサースキャン	東京都品川区西五反田1丁目3-8	3,470,984	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、特定健診審査受診率向上のために実施する群馬県国民健康保険団体連合会との共同事業である。(株)キャンサースキャンは、同連合会が制定した令和5年度特定健診等受診率向上対策事業実施要綱第2項に規定する指定業者であり、同事業を実施する唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和6年度集団健診予約システム運用管理業務委託	自 R6.4.1	エクシオ・コアイノベーション株式会社	伊勢崎市宮子町3450番地8	1,496,000	住民環境課・健康こども課
	～	随意契約時の選定理由			
	至 R7.3.31	本事業で導入する予約システムは、行政総合ネットワーク(LGWAN)での運用が可能であるため、予約専用ネットワークとPC端末の用意が不要であり、導入費用を著しく削減することができる。またサンデンスシステムエンジニアリング(株)は、本町の「国保情報データベース」の導入実績があり、国保加入者を対象とした特定健診において、医療費適正化に向けた被保険者情報の連携を行うことができる唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和6年度集団健診業務委託	自 R6.4.1	医療法人海宝会明和セントラル病院	邑楽郡明和町中谷331番地1	9,036,830	住民環境課
	～	随意契約時の選定理由			
	至 R7.3.31	明和セントラル病院は、町内医療機関のうち町の集団健診を実施できる唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和6年度超音波骨密度測定装置購入事業	自 R6.6.12	株式会社栗原医療器械店	太田市東今泉町464番地1	1,320,000	住民環境課
	～	随意契約時の選定理由			
	至 R6.6.25	購入しようとする物品は特殊性が高く、取り扱う業者が限られてしまい入札に適さないため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修業務	自 R6.9.10	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	3,630,000	住民環境課
	～	随意契約時の選定理由			
	至 R6.12.27	本委託事業は、既に構築され稼働中のG.Be.Uに関する事業であり、別会社にて新たなシステム構築を依頼することは、時間及び金額の面で多大な負担となることから、委託業者が唯一の相手であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和6年度児童手当法改正に伴うシステム改修業務委託	自 R6.8.1	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	3,102,000	健康こども課
	～	随意契約時の選定理由			
	至 R7.3.31	令和6年10月1日から制度改正となり、9月末までにシステム改修が必要となる。そのため、既存システムを委託している上記の業者を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
明和町子ども第三の居場所 運営業務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R9.3.31	NPO法人ターサ・エデュケーション	前橋市二之宮町1291番地6	年間10,000,000円未満 ※実績による	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		自治体が主体となり運営する事業であるが、子どもの居場所の運営に実績のある事業者と自治体が一緒に運営することで、自治体の情報収集力と、民間の機動力を併せ持つより良い支援の提供が可能となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
明和町保健センター用地賃貸 借契約	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町中谷331-1	6,698,061	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		選定業者は、令和2年3月6日付締結した川俣駅周辺整備事業に係る医療・保健センター複合施設等整備工事の施工に関する協定書により、本事業の対象施設である保健センターの施設整備の事業者であり、さらに、本件土地の所有者であることから、本契約と不可分な関係にあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
明和町保健センター総合管理 業務	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町中谷331-1	7,353,629	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		選定業者は、令和4年2月26日付明和メディカルセンタービル管理規約第6条第2項の規定に基づき設置した明和メディカルセンタービル施設管理者選定委員会で選定された事業者であるため、特命随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
集団健診業務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	医療法人海宝会明和セントラル病院	邑楽郡明和町中谷331番地1	10,121,067	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		明和セントラル病院は、町内医療機関のうち町の集団健診を実施できる唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和6年度明和町ふれあいセ ンターズスカケ夜間受付業務 委託	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	有限会社クリーンシア	邑楽郡明和町大佐貫556番地	1,360円/時間＋消費税の出来高 年間見込額2,017,220円＋消費税	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		契約の目的を達成するための履行条件を満たす事業者が競争入札に付したとき落札者がいないため、見積合わせによる随意契約としたもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和6年度明和町ふれあいセンターポプラ夜間受付業務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	有限会社クリーンシア	邑楽郡明和町大佐貫556番地	1,360円/時間＋消費税の出来高 年間見込額2,017,220円＋消費税	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		契約の目的を達成するための履行条件を満たす事業者が競争入札に付したとき落札者がいないため、見積合わせによる随意契約としたもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)			
介護保険料徴収に関する電算処理業務等委託料	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,686,640円	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		既に導入されているシステムを使用しており、競争入札に適さない。また、別会社にて新たなシステム構築を依頼することは、時間及び金額の面で多大な負担となってしまうため。			
令和6年度 単独公共町道68号線外2線街路樹維持管理業務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	多田造園	邑楽郡明和町上江黒994番地	1,595,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、明和町内の街路樹の維持管理を委託するものであり、過去の実績から、町の設計額よりも著しく有利な価格で契約できる見込みがあるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)			
令和6年度 単独公共谷田川堤防等道路占用箇所維持管理業務委託	自 R5.4.22 ～ 至 R7.3.25	有限会社司建設	邑楽郡明和町中谷100番地	6,215,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務委託は、館林土木事務所等との管理協定により谷田川、五箇川堤防等占用箇所の両脇1mは占有者が除草する協定となっています。該当の占用箇所は通勤・通学に利用されており、既に草が生い茂っており安全通行の妨げになっているため緊急に対応する必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
令和5年度繰越事業 単独公共 町道9号線物件補償調査業務委託	自 R6.8.2 ～ 至 R6.12.27	三陽技術コンサルタンツ株式会社	前橋市天川大島町三丁目8番地	4,587,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、町道9号線道路改良に伴う物件補償調査業務であるが、下記業者は、現在町道9号線の測量設計業務を受託している業者である。 補償調査結果をもって主要地権者と交渉のうえ道路線形の確定を行いたいことから、設計業務と物件補償調査業務が密接に関係する形となるため、現地の状況に熟知しており、これまでの成果を活かし、迅速かつ正確な業務と安価な委託費用の両方が見込めるため下記業者を選定するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和6年度 単独公共 町道2-169号線 舗装補修工事	自 R6.5.10 ～ 至 R6.7.31	有限会社司建設	邑楽郡明和町中谷100番地	2,497,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、車道舗装の破損箇所を補修する業務である。 下記の町内業者は今年度、明和町管内一円道路施設等緊急補修工事で協定を結んでおり、公共工事を請け負った実績があるため選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
令和6年度 単独公共 町道3-296号線 道路改良工事	自 R6.6.6 ～ 至 R6.8.31	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687番地	10,153,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、町道の舗装の割れや轍等の道路の破損箇所を補修する業務である。対象箇所は、付近の企業の出口となっており、また破損状況もひどく事故の危険性の高い状態である。補修による現況復旧では数年で破損してしまい、現在の舗装強度が利用形態と比較して足りていない状態であるため、舗装構成の見直しが必要である。契約業者は過去に同一箇所の補修を請け負った実績があり、舗装構成や周辺状況をよく理解している。また、今年度町の緊急補修を依頼している業者であり、素早い施工が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
令和5年度繰越事業 社会資本整備総合交付金 東部工業団地線 道路改良工事に伴う付帯工事	自 R6.8.6 ～ 至 R6.12.20	有限会社明石工業	邑楽郡明和町新里856番地3	1,903,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本工事は、東部工業団地線の道路改良工事の付帯工事のため、道路改良工事を受注している下記の業者を選定する。 契約業者を選定することで、経費の削減や工期の短縮が見込める。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和5年度繰越事業 社会資本整備総合交付金 東部工業団地線 道路改良工事に伴う付帯工事①	自 R6.4.26 ～ 至 R6.12.20	有限会社明石工業	邑楽郡明和町新里856番地3	8,140,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本工事は、東部工業団地線の道路改良工事の付帯工事のため、道路改良工事を受注している下記の業者を選定する。 契約業者を選定することで、経費の削減や工期の短縮が見込める。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和5年度繰越事業 社会資本整備総合交付金 東部工業団地線 道路改良工事に伴う付帯工事②	自 R6.4.26 ～ 至 R6.12.20	有限会社明石工業	邑楽郡明和町新里856番地3	7,370,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本工事は、東部工業団地線の道路改良工事の付帯工事のため、道路改良工事を受注している下記の業者を選定する。 契約業者を選定することで、経費の削減や工期の短縮が見込める。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和6年度 単独公共 川俣駅東側緑地帯整備工事 (新里工区)	自 R7.2.21 ～ 至 R7.3.28	柿沼工業株式会社	邑楽郡明和町矢島1469番地	3,553,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本工事は、川俣駅周辺の町管理用地の景観を良好にすることを目的とした、インターロッキングブロック敷設及び植樹等による駅周辺の緑地帯整備工事である。 契約業者は、町の公共工事を請負った実績のある町内業者であり、現場を熟知していることから迅速かつ正確な工事をおこなうことができ、それに伴い費用の廉価化が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和6年度 単独公共 川俣駅西側緑地帯整備工事 (中谷工区)	自 R7.2.21 ～ 至 R7.3.28	柿沼工業株式会社	邑楽郡明和町矢島1469番地	2,541,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本工事は、川俣駅周辺の町管理用地の景観を良好にすることを目的とした、インターロッキングブロック敷設及び植樹等による駅周辺の緑地帯整備工事である。 契約業者は、町の公共工事を請負った実績のある町内業者であり、現場を熟知していることから迅速かつ正確な工事をおこなうことができ、それに伴い費用の廉価化が見込まれるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和6年度 単独公共 道路台帳補正業務委託	自 R7.1.23 ～ 至 R7.3.28	株式会社パスコ 群馬支店	高崎市栄町14番5号	2,783,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、既存の道路台帳システムに補正を加えるものである。既存の道路台帳システムは、当該業者が作成したものであり、密接不可分な関係にある。また、同システムを当該業者以外にシステムの補正を履行させると、道路台帳システムの再構築から行う必要があり、莫大な時間と費用がかかる。 上記の理由により道路台帳システムを作成した当該業者と契約することで、履行期間の短縮と経費の削減が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和6年度 明和町公共下水道事業 下水道台帳システム更新・保守業務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	オリジナル設計株式会社	高崎市江木町338番地4号	2,090,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該システムの製造業者以外では、更新・保守を行うことが困難であり、業者が特定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和6年度 明和町公共下水道事業 公営企業会計システム保守業務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社ぎょうせい	東京都江東区新木場一丁目18番11号	1,650,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該システムの製造業者以外では、更新・保守を行うことが困難であり、業者が特定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和6年度 明和町公共下水道事業 南大島マンホールポンプ更新工事	自 R6.5.15 ～ 至 R6.10.31	藤田エンジニアリング株式会社	高崎市飯塚町1174番地5	4,510,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備の設置を行った実績があり、現場の状況を熟知していることから、迅速かつ確実な施工が見込めるため。また、本業者はマンホールポンプの監視業務委託を請け負っており、警報器等の設備を稼働させた状態で更新を行うため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和6年度 明和町公共下水道事業 曝気装置減速機更新工事	自 R6.4.7 ～ 至 R6.12.16	環境システム株式会社	前橋市荻窪町785番地6	11,770,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は、当該業者にて維持管理が行われており、設備を稼働させた状態で更新工事するため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和6年度 明和町公共下水道事業 雑用水ポンプ更新工事	自 R6.4.17 ～ 至 R6.12.16	環境システム株式会社	前橋市荻窪町785番地6	2,200,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は、当該業者にて維持管理が行われており、設備を稼働させた状態で更新工事するため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和6年度 明和町公共下水道事業 自動スクリーン更新工事	自 R6.4.17 ～ 至 R6.12.16	環境システム株式会社	前橋市荻窪町785番地6	7,480,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は、当該業者にて維持管理が行われており、設備を稼働させた状態で更新工事するため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和6年度 明和町公共下水道事業 高圧ケーブル更新工事	自 R6.4.17 ～ 至 R6.9.30	一般財団法人 関東電気保安協会	高崎市東町184-14	1,518,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該業者は電気設備の保安管理業務を請け負っており、過去に修繕の実績があることに加え、工事の際は停電を伴うことから、警報や非常用発電機の取り扱い等、施設の運転状況に影響を及ぼすことを考慮し、保安管理の面で、現場状況を熟知し、迅速かつ確実な施工が見込める当該業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和6年度 明和町公共下水道事業 監視操作卓下シーケンスコントロール更新工事	自 R6.4.17 ～ 至 R6.12.16	株式会社正興電機製作所	東京都千代田区東神田二丁目5番21号	6,160,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該業者は、電気設備を施工したパナソニックシステムソリューションズジャパン(株)から事業移管した経緯があり、過去に修繕の実績もあることから、電気設備の状況に特に精通している。 当該設備は施設内の全ての監視情報が集まっており、各種配線や、受信する情報を、施設に応じて個別設定する必要があることに加え、設備を稼働させた状態で更新工事を行うため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和6年度 明和町公共下水道事業 アレスタ更新工事	自 R6.4.17 ～ 至 R6.8.30	株式会社正興電機製作所	東京都千代田区東神田二丁目5番21号	3,410,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は、施設全体の電気配線図より、より効果が見込める設置箇所、位置を検討する必要があるため、設備を稼働させた状態で工事を行うため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和6年度 明和町公共下水道事業 脱水棟給排気ファン修繕	自 R6.4.24 ～ 至 R6.12.16	環境システム株式会社	前橋市荻窪町785番地6	2,145,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は、当該業者にて維持管理が行われており、過去に修繕実績があることに加え、設備を稼働させた状態で更新工事するため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和6年度 明和町公共下水道事業 返送汚泥ポンプ修繕	自 R6.4.24 ～ 至 R6.12.16	環境システム株式会社	前橋市荻窪町785番地6	7,007,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は、当該業者にて維持管理が行われており、過去に修繕実績があることに加え、設備を稼働させた状態で更新工事するため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和6年度 単独公共 スズカケ公園 植栽維持管理 業務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	有限会社キムケン	邑楽郡明和町下江黒216	2,013,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		過去の実績及び参考見積等により、他社より安価で契約できると見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和6年度 単独公共 桜並木路 植栽維持管理業 務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R7.3.31	多田造園	邑楽郡明和町下江黒994	2,629,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		過去の実績及び参考見積等により、他社より安価で契約できると見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
令和6年度 単独公共 桜並木路 植栽維持管理(枯 木伐採)業務委託	自 R6.7.25 ～ 至 R6.8.30	多田造園	邑楽郡明和町下江黒994	2,288,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		クビアカツヤカミキリムシの被害により枯れた桜が倒木の危険性があることから、『令和6年度 単独公共 桜並木路 植栽維持管理業務委託』を受注している業者へ委託することで迅速で正確な業務が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)			
令和6年度 明和大輪中工業団地造成事 業 代替地盛土工事	自 R6.4.1 ～ 至 R6.5.20	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687	2,783,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		関係者との協議により、造成工事を速やかに着工するため、緊急に業務を発注する必要があるため。			
令和6年度 明和中谷住宅用地造成事業 樹木伐採抜根工事	自 R6.4.22 ～ 至 R6.7.31	有限会社司建設	邑楽郡明和町中谷100	4,829,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		本事業地内に存する立竹木について、事業地外への繁茂の被害から、早急に対応する必要があるため。			
令和6年度 斗合田公園整備事業 家屋等解体工事	自 R6.7.25 ～ 至 R6.10.31	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687	13,200,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		本事業地内に存する家屋及び樹木について、経年劣化による倒壊の危険性や事業地外への繁茂の被害から、 早急に対応する必要があるため。			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和6年度 明和中谷住宅用地造成事業 埋蔵文化財試掘調査補助業 務委託	自 R6.9.12 ～ 至 R6.11.15	技研コンサル株式会社	前橋市国領町二丁目21番12号	1,650,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		関係機関との協議により、早急な文化財調査が必要となり、緊急に業務を発注する必要があるため。			
令和6年度 明和中谷住宅用地造成事業 修正設計業務委託	自 R6.12.25 ～ 至 R7.3.24	三陽技術コンサルタンツ株式会社	前橋市天川大島町三丁目8番地の3	3,850,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		明和町中谷住宅用地造成事業において、過去に測量設計業務委託を受注している業者のため、現場を熟知しており、速やかな業務遂行と確実な業務実施が見込めるため。			
明和町立小中学校校務支援 システム等更新事業(賃貸借 契約)	自 R6.10.1 ～ 至 R11.9.30	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	17,226,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		校務支援システムサーバについては、教育用及び職員サーバと密接不可分の関係にあり、同一者以外の場合 は情報セキュリティや保守において問題となると思われる。 上記の理由から、性質または目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 競争入札に適さないもの)			
令和6年度 明和西小学校南 校舎長寿命化改修工事実施 設計業務委託	自 R6.7.29 ～ 至 R7.3.17	株式会社福島建築設計事務所	前橋市日吉町1-3-6	26,950,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		プロポーザル方式により、その性質又は目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和6年度明和町立学校給 食センター 施設配管改修工 事	自 R6.4.24 ～ 至 R6.9.20	株式会社神寛	館林市松原二丁目6番26号	17,028,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		競争入札において予定価格以下の入札がなかったため、最低価格を提示した業者と交渉の上契約をしたもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)			
明和町社会体育館給水管漏 水修繕	自 R6.5.23 ～ 至 R6.7.31	島田設備工業有限公司	邑楽郡明和町南大島1454-1	3,740,000	生涯学習課
		随意契約時の選定理由			
		館内の給排水関係の修繕を数多く行っており、給水管網も熟知しているため。			